

令和6年度 鳩山町障害者優先調達推進方針

令和6年3月21日 町長決裁

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要事項を定める。

2 適用範囲

この方針は、本町の全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努めるものとする。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り町内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達の目標

令和6年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 850千円

7 推進体制

(1) 担当窓口

この方針の担当窓口は、長寿福祉課(以下「担当課」という。)とする。

(2) 調達の方法

庁内各課等が調達を円滑に進めることができるよう、担当課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を庁内各課等に提供する。

庁内各課等はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(3) 調達実績の取りまとめ及び公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により速やかに公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのPRの推進に努めることとする。